

藤沢市医師会立看護専門学校等補助金交付要綱

制定 平成25年 4月 1日

改定 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、湘南東部医療圏（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）の医療機関に定着する看護師の育成、支援及び潜在看護師の復職支援等に資するために、公益社団法人藤沢市医師会が設立した湘南看護専門学校の運営費等に対し補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 湘南看護専門学校運営事業

公益社団法人藤沢市医師会が行う湘南看護専門学校運営費

(2) 湘南ナース総合支援センター事業

看護師の側面支援、潜在看護師の復職支援に取り組む湘南ナース総合支援センター職員等人件費

2 前項で規定する補助対象経費に対する補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

3 補助金の算定基準又は補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市医師会立看護専門学校等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上事業の着手前に申請することが困難であると市長が認めるときは、事業の着手後に交付申請書を市長に提出するものとする。

(1) 事業計画（内容）説明書

(2) 収支予算（計算）書（第2号様式）又はこれに準ずるもの

(3) 事業ごとの前年度収支決算書（第3号様式）又はこれに準ずるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付申請書に記載すべき事項又は前項の規

定により交付申請書に添付すべき書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

- 3 第1項ただし書の規定に基づき、事業の性質上、事業の着手前に申請することが困難であると市長が認めるときは、事業の着手後2月以内に交付申請書を提出するものとする。

(補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができる。

(届出義務等)

第5条 補助事業者(補助事業を行うものをいう。以下同じ。)は、補助事業に着手するときにあつては、事業着手届(第5号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上必要ないと市長が認めるときは、事業着手届又は事業着手済届の提出を省略することができる。
- 3 市長は、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況を把握するための報告を随時求めることができる。

(事業の計画変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の計画又は内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更計画書
- (2) 変更収支予算書(第8号様式)又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、事業計画変更承認等通知書(第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により計画又は内容を変更し、すでに交付された補助金の全部又は一部に残額が生じたときは、市長が別に定める期日までに補助金を返還しなければならない。

(補助金の支払)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る補助金の交付を受けて補助事業が終了したときは、事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第11号様式)又はこれに準ずるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消及び返還)

第9条 第4条の規定により補助金の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により交付決定の全部又は一部を取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 適性を欠く事業費の執行が認められるとき
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたと認められるとき
- (3) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき
- (4) その他規則及びこの要綱に違反したとき

(備付帳簿及び証拠書類)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市医師会立看護専門学校等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表1 (第3条)

事業名	補助対象経費	算出基準及び補助金の額
湘南看護専門学校運営事業	湘南看護専門学校運営費	神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金の7/10以内
湘南ナース総合支援センター事業	看護師、非常勤医師、事務職員(コーディネーター)等の人件費相当額	1/2以内